

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

【各種ハラスメント防止対策】

鹿児島労働局に寄せられた職場における各種ハラスメントに関する相談件数は、令和5年度の1年間に1,360件に上ります。

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

職場におけるパワーハラスメントの防止措置を講じること、セクシュアルハラスメントの防止措置を講じること及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが、事業主に義務付けられています。法に定められた措置義務を確実に実施し、ハラスメントのない職場づくりをお願いします。

➤【ハラスメント防止対策自主点検票】で措置義務の実施状況をご確認ください。

➤職場におけるハラスメント対策パンフレット「職場におけるパワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です！」で詳細をご確認ください。

➤ハラスメント防止対策の取組を「鹿児島働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託）が支援しています。詳細は別添リーフレットをご確認ください。

➤ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメント防止対策に係る動画やハラスメント対策導入マニュアル、社内周知啓発用資料等多くのコンテンツをご利用になれます。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



【労働施策総合推進法等の改正についてのご案内】

- ・ カスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメント等のハラスメントのない職場づくり等を図るため、労働施策総合推進法等が改正され、令和7年6月11日に公布されました。
- ・ この改正により、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。施行日は、公布後1年6か月以内の政令で定める日とされており、事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示される予定です。詳細につきましては、厚生労働省のウェブサイトにて順次お知らせいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html

